

庁舎整備特別委員会 審査報告

まず、庁舎整備にかかわる事務の調査のため、議会閉会中の2月4日に委員会を開催し、当局から、12月定例会に提示した基本設計プランから見直した点や、パブリックコメント・市民説明会などのスケジュール(案)等について説明がありました。

次に、今定例会においては、当局から、パブリックコメントに寄せられた市民の意見などを踏まえた基本設計(案)の変更内容等について説明があったほか、平成25年度補正予算、庁舎整備事業実施設計業務委託料、第二・第三庁舎等解体工事費、旧淳城第二小学校施設耐震改修等工事費、旧淳城第二小学校体育館・プール等解体工事費などが計上されている平成26年度当初予算について審査を行いました。

主な質疑に対する答弁の概要は、次のとおりです。

○25年度補正予算

【基本設計の成果品の提出期限が迫っている中で、まだ構造等に係る基本的な説明ができない理由】市では、パブリックコメント等の意見を踏まえ、ぎりぎりまで内容の精査を行っている。設計者は、こうした市の最終的な方針を踏まえ、現在、成果品の取りまとめ

を行っているところであり、現時点では、計画内容について詳しい説明ができなかった。

○庁舎整備にかかわる事務の調査

【「さくら庭」は、ふだんは来庁者用駐車場として活用してはどうか】「さくら庭」は、けやき公園などと一体として、さまざまなイベントや市民の交流の場として活用できるほか、その下部階を来庁者用駐車場とすることで、雪や雨の際の来庁者の利便性を図ることができると考えている。本プランでは、車両動線と歩行者動線を分離することにより、来庁者の安全を確保することを目指しており、例えば、新庁舎と「さくら庭」の間のスペースは、歩行者の動線を確保するための敷地内通路と位置づけ、車両は進入できないこととしている。一方で、来庁者にとっては、庁舎の近くに駐車場があれば便利であることは理解できることから、駐車場の配置等については、もう少し検討したい。

【新庁舎を北棟と南棟に分け、スロープで接続した意図】北棟の床高を第1庁舎と合わせ、床高の異なる北棟と南棟を接続する渡り廊下をスロープにした。これにより、荷物の運搬台車や車椅子の場合に、エレベーターを使用しなくても庁舎間を移動することができる。バリアフリー化に資することができる。考えたものであるが、この方法については、もう少し設計者と検討したい。

【新庁舎の構造を跳ね出し構造としなければならぬ理由】市民の利用する窓口等に係る執務室を、1階と2階に集約したいと考えているが、庁舎敷地南側の淳城第二小学校跡地との間の市道には、電気通信設備のケーブル等のインフラが埋設されているため、この道路上に建物を建てることができない。これにより、1階部分の床面積の確保に限界があるため、2階部分を当該道路上に跳ね出し、床面積を確保しようとしたものである。

○26年度当初予算

【庁舎整備事業実施設計業務委託料の積算方法】平成21年に国土交通省が新基準に改定している。秋田県では、これまで改定してこなかったが、来年度から改定するという情報があったため、本予算については新基準により積算している。なお、構造計算等専門分野への対応など、本改定により金額は従前の1.5倍くらいになっている。

【建設コストの高騰等による影響】現実に、資材の高騰や職人の不足による建設コストの上昇が懸念されることから、この後の実施設計においては、設計内容を十分に精査しなければならないと考えている。また、工事発注時点の最新の単価で事業費を積算するなど、情報収集に努め、スムーズに契約できるよう対応したい。

【地元業者への発注】地元業者への発注が望ましいと考えており、今後、発

注方法等について検討したい。
【市庁舎を、安定した構造で、将来に向けて安全、安心を確保できる堅牢な建物とすることに對する考え方】基本設計業務委託プロポーザル募集の際に示した事業計画概要書には、耐震安全性について、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震計画基準」の中で最も厳しい基準を目標として掲げており、堅牢な建物の設計を求めている。この後も、設計者から構造計算をしっかりと行ってもらい、安全な建物となるよう実施設計を進めたい。

市庁舎イメージ図(南側から望む)

